

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領  
( (仮称) 長岡市公共建築物適正化計画策定業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、財務部管財課施設マネジメント室が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者 1 社を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者 2 人以内、準備・片付け各 5 分間、20 分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を 15 分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(小数第 2 位を四捨五入)を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1 回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決戦投票を行い、決定する。

#### 4 選考評価基準

評価項目	配点
<p>1 業務実績等について</p> <p>業務履行に十分な体制になっているか。</p> <p>同種・類似業務について、十分な実績があるか。</p> <p>見積金額は妥当か。</p>	30点
<p>2 提案書の作り方、プレゼンテーションについて</p> <p>提案書は見やすく、かつ、説得力があるものになっているか。</p> <p>要領を得た、わかりやすい説明になっているか。質疑への応答は適切であるか。</p>	30点
<p>3 提案内容について</p> <p>現状の把握と分析について、効率的な取組手法になっているか。</p> <p>データの管理項目、管理範囲について、適切な提案がなされているか。</p> <p>継続的な適正化計画の実施について、現実的で無理のない提案がなされているか。</p> <p>本業務を進めるにあたっての独自の強みや売りがあり、これからの取組が期待される提案内容になっているか。</p> <p>各テーマについて、独創的な手法の提案や着眼点はあるか。</p> <p>効率的で実効性の高い業務スケジュールが計画されているか。</p>	90点
総合評価（得点の合計）	150点